なぜ、やえやまのいせきをまもるの?

はき 遺跡を守る法律

ずこ 少しむずかしいお話をすると、遺跡は、「埋蔵文化財」(埋もれている文化財)として、 Sがかざいほこほう 文化財保護法という法律で守られています。

遺跡というのは、むかしの人びとが、その土地を利用した跡が残されている場所のこと です。そこには、遺構(家のあった跡や田畑の跡、ご飯を作った跡など、その土地から持ち だ出すことができないもの) のほか、遺物 (生活道具である土器や石器など、その土地から持 た。 ち出すことが可能なもの)が残されています。

これらの遺跡は、古いものは何万年も前のものから、新 しいものだと数 十 年前のもの まで、とてもたくさんあります。基本的には、その場所でそのまま残されることが望まし いですが、これらの遺跡をくわしく調べるために、発掘調査(遺跡の土を掘って、いろい ろな手がかりを見つけること)がおこなわれる場合もあります。

はき まき はっくつちょう き 遺跡を守ること、発掘 調 査をすること

さいしょに、埋蔵文化財というのは、「埋もれてい る文化財」、という説明を書きました。たとえば、石 クロニ 垣が残っていたり、表面で見えるものもありますが、 ができ 遺跡のほとんどは、わたしたちがふだん生活してい る中で、簡単に見つけることはできません。それで ま、大学などで「考古学」という学問を勉強した人 たちが、あっちこっちを歩いて、遺跡がある場所を探 しています(現地踏査・表面採集)。また、工事中 などに偶然発見される場合もあります。

遺跡を守るには、その場所でずっと同じように土 の中で保存することが、いちばんよい方法です。し かし、わたしたちの生活の中では、道路を作ったり、 家を建てたり、畑を作ったり、そのほかにも、たく さんの工事がおこなわれています。そのときに、土の ^{cか} っっ 中に埋もれていた遺跡が、知らず知らずのうちに壊 されてしまうこともあります。





発掘調査(はっくつちょうさ)をすると



いろいろなものがみつかります

もし、そうやって遺跡が壊されてしまったとしたら、わたしたちは、そこにあった人びとの暮らしを知る手がかりを、永遠に見つけることはできなくなります。遺跡というのは、一度壊されてしまうと、もう二度と、荒に覧すことはできないのです。

発掘調査というのは、こうした土地の改変が行われる前に、そこに残された遺跡を掘り でででで記録だけでも残すという目的でもおこないます(研究のための発掘―学術調査に 対して、このような発掘調査を記録保存のための発掘調査といいます)。

発掘調査による記録だけが、この遺跡の本当の意味を知る、たったひとつの手がかりになりますから、「何が、どこから、どんなふうに見つかったのか」、とても細かい情報を記録して残す必要があります。

ゃぇゃましょとう いせき 八重山諸島の遺跡は、とくべつ?

石垣島を含む八重山諸島の文化は、沖縄本島 周 辺や北のほうとは異なる特 徴 があります。特に、先史時代(文字の記録がない古い時代)は、台湾やフィリピン、オセアニアとの関係が考えられています。歴史時代に入ってからも、八重山独特の文化があります。

たとえば、沖縄本島だと、周辺の市町村では、遺跡の類例(似たような状況が見られるもの)が探しやすいかもしれません。しかし、八重山諸島では、石造市、竹富町、与郷国町など、点在する島じまでしか、類例は探せません。宮古諸島の島じまとも、少しずつ違う特徴があります。

それに加えて、**遺跡というのは、まったく同じというものは、2つと存在しません**。また、八重山諸島の先史・歴史時代の文化は、まだまだ謎に包まれています。つまり、ひとつの遺跡が壊されたり、なくなったりすることで、歴史上とてもたいせつなことが、永遠にわからなくなってしまう可能性がとても高いのです。

そのため、石垣市では、地域にある遺跡をちゃんと守り、記録していくために、みなさ

まにいろいろな手続き(「文化財等の有無の確認」ほか)をお願いしたり、また保存ができない場合には、発掘をきませる。

これまで、養い間、人びとが守ってきた、歴史や文化、自然があふれた石垣島。

